



山形県公報

平成19年11月16日(金)
第1893号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                              |                   |      |
|----------------------------------------------|-------------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                       | (健康福祉企画課) ...     | 1442 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                    | (同) ...           | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....                    | (同) ...           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                       | (同) ...           | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の<br>廃止..... | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 1443 |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....           | (経営安定対策課) ...     | 同    |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....           | (同) ...           | 同    |
| 国土調査の成果の認証.....                              | (農村計画課) ...       | 同    |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                           | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1444 |
| 地域森林計画の案の縦覧.....                             | (森林課) ...         | 同    |
| 地域森林計画の変更の案の縦覧.....                          | (同) ...           | 同    |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....                      | (同) ...           | 1445 |
| 同.....                                       | (同) ...           | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                | (最上総合支庁建設総務課) ... | 1448 |
| 県道の供用の開始.....                                | (同) ...           | 1449 |
| 道路の区域の変更.....                                | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同.....                                       | (同) ...           | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                              | (同) ...           | 1450 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                           | (村山総合支庁建築課) ...   | 同    |

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

|                   |   |
|-------------------|---|
| 山形県企業局職員倫理規程..... | 同 |
|-------------------|---|

### 病 院 事 業 局 関 係

#### 規 程

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程..... | 1456 |
|-----------------------------|------|

### 公 告

|                    |               |      |
|--------------------|---------------|------|
| 大規模小売店舗の変更の届出..... | (商業経済交流課) ... | 1457 |
|--------------------|---------------|------|

### 正 誤

## 告 示

## 山形県告示第1010号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 佐々木歯科医院   | 酒田市中町一丁目1番16号 | 平成19. 9. 1 |
| 金井たかはし眼科  | 山形市瀬波一丁目6番15号 | 同 10.16    |

## 山形県告示第1011号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 佐々木歯科医院   | 酒田市中町一丁目1番16号 | 平成19. 8.31 |

## 山形県告示第1012号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 安孫子皮ふ科    | 酒田市亀ヶ崎七丁目1番5号 | 平成19. 9.18 |

## 山形県告示第1013号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|----------------|------------------|----------------|------------|
| 福祉のひろばいなおい     | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市稲生二丁目39番4号  | 平成19. 7. 5 |
| 三友堂通所リハビリテーション | 通所リハビリテーション      | 米沢市成島町三丁目2番90号 | 同 10. 1    |
| 総合福祉施設いきいきの郷   | 介護予防訪問介護         | 山形市大字成安425番地2  | 同 10.10    |

|                          |                                |                 |         |
|--------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら広野  | 介護予防小規模多機能型居宅介護<br>小規模多機能型居宅介護 | 酒田市広野字末広105番地の5 | 同 10.23 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら住吉町 | 介護予防小規模多機能型居宅介護<br>小規模多機能型居宅介護 | 同 住吉町3番32号      | 同 10.24 |

## 山形県告示第1014号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類            | 廃止年月日      |
|-----------------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー | 株式会社コムスン米沢ケアセンター<br>米沢市金池六丁目3番9号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成19.10.31 |

## 山形県告示第1015号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.55%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年9月20日から適用する。
- 平成19年9月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1016号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年9月20日から適用する。
- 平成19年9月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1017号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成18年4月27日から平成19年9月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
添川の一部
- 5 認証年月日  
平成19年11月12日

## 山形県告示第1018号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（村木沢地区 地域水田農業支援緊急整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営村木沢土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成19年11月28日から同年12月27日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1019号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてるため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 森林計画区の名称  
庄内森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間  
(1) 場 所 農林水産部森林課及び庄内総合支庁産業経済部  
(2) 期 間 平成19年11月16日から同年12月17日まで
- 3 その他  
1の森林計画区に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

## 山形県告示第1020号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 森林計画区の名称  
(1) 最上村山森林計画区

## (2) 置賜森林計画区

## 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部

(2) 期間 平成19年11月16日から同年12月17日まで

## 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

## 山形県告示第1021号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

天童市大字山口字薪山4250 - 30から4250 - 32まで、4250 - 33（次の図に示す部分に限る。）、字留山4251 - 13、4251 - 22から4251 - 25まで

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字関沢字横前451・字峠平448 - 1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1022号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

上山市北町字澤1636 - 1、1652、1653、1654、1654 - 内1、1655、1655 - 内1、1656、1656 - 内1、1657、1657 - 内1、1658、1658 - 内1、1659、1807、字沢1892、1893、1894、十日町字沢789、790、790乙、二日町字澤464

- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市鶴脛町字愛宕947
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は、択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市大字谷沢字平野山1755 - 139
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
寒河江市大字幸生字大スベ1754 - 8、字小スベ1755 - 10、1755 - 13
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字柳川字向山1055、1056、1056 - 乙、1056 - 丙、字向イ山1328、1328 - 乙、1328 - 戊、1328 - 己
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字小田山2679 - 138、2679 - 139
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町舟形字小田山2679 - 138、2679 - 139
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
南陽市元中山字代4001 - 9、4001 - 11、4001 - 2・小岩沢字岩部山1767 - 1・元中山字諏訪原2841 - 1・2841 - 11・川樋字岩部3949 - 46（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字二井宿字小湯7431 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215 - 2（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中善寺平5215 - 2（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215 - 2（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中善寺平5215 - 2（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 新庄舟形線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 新庄市大字本合海字山崎370番1から |   | 旧    | 52.0メートル | 580メートル |
| 同 字上野1807番281まで    |   |      | 14.0     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 88.0メートル | 同上      |
|                    |   |      | 14.0     |         |

## 山形県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 新庄舟形線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字本合海字自姓寺2362番1から  
同 字上野1807番281まで
- 3 供用開始の期日 平成19年11月16日

## 山形県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長       |
|-------------------|---|------|----------|----------|
| 東田川郡庄内町狩川字西田243から |   | 旧    | 29.6メートル | 45.4メートル |
| 同 字相見34番1まで       |   |      | 41.8     |          |
| 同                 | 上 | 新    | 29.6メートル | 同上       |
|                   |   |      | 51.2     |          |

## 山形県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-----------------------------|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市白山字西木村122番から<br>同 1番2まで  | 旧    | 18.4メートル<br>12.8 | メートル<br>346 |
| 同 上                         | 新    | 18.4メートル<br>12.8 | 同 上         |
| 鶴岡市白山字西木村122番から<br>同 21番4まで |      | 34.0メートル<br>19.5 | メートル<br>368 |

## 山形県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月16日から同月30日まで縦覧に供する。  
 平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 345号
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字西田243から  
同 字相見34番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年11月16日

## 山形県告示第1028号

次の開発行為は、完了した。  
 平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成19年10月18日 指令村総建第5014号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字三河尻字西浦7番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東村山郡山辺町近江1番地1  
結城 司

## 企業局関係

### 規 程

## 山形県企業管理規程第25号

山形県企業局職員倫理規程を次のように定める。  
 平成19年11月16日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

## 山形県企業局職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「職員」とは、山形県企業局に勤務する一般職に属する常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県

条例第62号)第5条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

- 3 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者を除く。
  - (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
  - (2) 補助金等（山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
  - (3) 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
  - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
  - (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
  - (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等
  - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（倫理行動規準）

第3条 職員は、山形県企業局職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、地方公務員法その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）を遵守しなければならないこと。
- (2) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (3) 職員は、社会情勢の変化及び県政に対する県民の要請を的確にとらえ、効果的な事業の立案を積極的に行うとともに、迅速かつ効率的に事務を行うよう努めなければならないこと。
- (4) 職員は、県の事務及び事業の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、県民からの理解と信頼を確保するようにしなければならないこと。
- (5) 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当

たらなければならないこと。

- (6) 職員は、公金が県民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に予算の執行を行うとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならないこと。
- (7) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (8) 職員は、常に公私の別を明らかにし、その地位を自らやその属する組織の私的利益のために用いてはならないこと。
- (9) 職員は、研修の機会を効果的に活用すること等により、自ら職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならないこと。
- (10) 職員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、信用を傷つけるような行為を行ってはず、また、自らも地域の一員であることを自覚し、地域の一員としての良識ある行動をとるよう努めなければならないこと。

（管理職員の責務）

第4条 管理職員は、率先して職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に努めなければならない。

2 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るよう的確な指導及び監督に努めなければならない。

（禁止行為）

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
  - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
  - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
  - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
  - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
  - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
  - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
  - (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
  - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
  - (2) 多数の者が出席する式典、祝賀会その他これらに類する公開性の高い会合（以下「多数の者が出席する式典等」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
  - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
  - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
  - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
  - (6) 多数の者が出席する式典等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
  - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができる場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。

3 第1項の職員としての身分には、職員が、企業管理者（以下「管理者」という。）の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き1以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（個人情報の取扱い）

第8条 職員は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）を遵守するとともに、自ら同条例第2条第1号に規定する個人情報を取り扱う場合においては、当該個人情報を漏えいし、滅失し、又はき損することにより個人の権利利益を侵害することがないように当該個人情報を適正に管理しなければならない。

（公金等に係る適正な事務処理の確保）

第9条 職員は、公金を取り扱う場合は、次に掲げる事項に特に留意し、適正に事務処理をしなければならない。

(1) 公金に係る事務処理については、複数の職員による審査を徹底するよう努めること。

(2) 給与、旅費等の給付を受けようとする職員は、当該給付に係る法令にのっとり、適正に届出、請求等を行うこと。

(3) 公金に係る事務に携わる職員は、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）その他の財務に関する法令について、知識の習得に努めること。

2 職員は、関係団体等（協議会、実行委員会等で県の機関がその会計事務を行うこととされている団体をいう。）に係る現金、預金通帳、金券等を取り扱う場合において、管理責任者を定めること、保管場所を明確にすること等により、当該現金等を適正に管理しなければならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第10条 職員は、他の職員の第5条第1項各号、第7条、第8条又は前条第1項第2号若しくは第2項の規定に違反する行為によって当該他の職員（第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、管理者、総括倫理監督職員、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（飲酒運転等の禁止等）

第11条 職員は、飲酒運転等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条の規定により禁止されている行為をいう。以下同じ。）が重大な交通事故を引き起こす原因となるものであることを認識し、決してこれを行ってはならない。

2 職員は、安全運転に徹するとともに、特に飲酒をする場合においては、飲酒運転等を防止するための適切な対応をとるよう努めなければならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、職員が飲酒運転等を行った疑いがあると思料するに足りる事実がある場合について準用する。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、総括倫理監督職員が定める事項について、倫理監督職員を経由し総括倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

（1）多数の者が出席する式典等において、利害関係者と共に飲食をするとき。

（2）私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組その他これらに類するものへの出演（地方公務員法第38条第1項の許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ総括倫理監督職員の承認を得なければならない。

（倫理監督職員への相談）

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第15条 管理職員は、事業者等から、贈与等を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、贈与等報告書（別記様式）を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して14日以内に、管理者に提出しなければならない。

（1）利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

（2）利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

（総括倫理監督職員及び倫理監督職員）

第16条 職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立を図るため、総括倫理監督職員及び倫理監督職員を置く。

2 総括倫理監督職員は、企業局長とする。

3 倫理監督職員は、総務企画課長とする。

（総括倫理監督職員及び倫理監督職員の責務等）

第17条 総括倫理監督職員は、倫理監督職員と連絡調整を図るとともに、必要に応じ、倫理監督職員に対し助言及び指示を行うものとする。

2 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

（1）所属職員からの第6条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

（2）所属職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、当該職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

3 総括倫理監督職員及び倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

（違反に対する措置）

第18条 管理者は、職員が第5条第1項各号、第7条、第8条、第9条第1項第2号若しくは第2項、第10条、第11条第1項若しくは第3項、第12条、第13条又は第15条の規定に違反する行為を行ったと認める場合は、その違反の程度に応じ、当該職員に対して、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持及び県民の福祉の向上に向けて職務を遂行す

るという意識の確立に資するため必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 第15条の規定は、この規程の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別記様式（第15条関係）

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

山形県企業管理者 殿

所属

職・氏名

印

|                                                                                         |                                                                                                                                 |         |     |    |     |    |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|----|-----|----|--|--|--|
| 贈与等又は報酬の支払を受けた年月日                                                                       | 年 月 日                                                                                                                           |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実                                                                     | <table border="0"> <tr> <td>会合等への出席</td> <td>著述</td> <td>講演</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">内容</td> </tr> </table> | 会合等への出席 | 著述  | 講演 | その他 | 内容 |  |  |  |
| 会合等への出席                                                                                 | 著述                                                                                                                              | 講演      | その他 |    |     |    |  |  |  |
| 内容                                                                                      |                                                                                                                                 |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 贈与等又は報酬の内容                                                                              | 原稿料 講演料 その他( )                                                                                                                  |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額                                                                | 円<br>(講演等の時間数又は原稿枚数(400字詰原稿用紙): )                                                                                               |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 上記に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠                                                          |                                                                                                                                 |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待を受けた場に居合わせた者の人数及び職業                         | 場所の名称：<br>住所：<br>多数の者が出席する式典等の場合<br>人数(概数): 名<br>その他の場合<br>人数: 名<br>職業:                                                         |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所                                                          | 事業者等の名称：<br>事業者等の住所：                                                                                                            |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合にあっては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名) | 役員等の役職又は地位：<br>役員等の氏名：                                                                                                          |         |     |    |     |    |  |  |  |
| 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係                                                   | 職務との関係：<br>県との関係：<br>利害関係あり 講演等の場合、事前に承認あり<br>利害関係なし                                                                            |         |     |    |     |    |  |  |  |

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚記入すること。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年11月16日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改める。

第40条の見出し中「身分証明書」を「受託者証」に改め、同条第1項中「その身分を示す証明書」を「受託者証」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該委託を受けた者が当該委託に係る事務を行うに当たり、受託者証の掲示がなくても、納入義務者の信頼を確保できると認められるときは、この限りでない。

第40条第2項を次のように改める。

2 前項の受託者証の交付を受けた者は、納入義務者の見やすい場所に受託者証を掲示しなければならない。

第41条を次のように改める。

#### 第41条 削除

第44条中「身分証明書」を「受託者証」に改める。

第49条第3項第12号中「製作及び買入れ」を「買入れ（製造請負契約によるものを含む。）に係る経費」に改める。

第73条第1号中「又は製作」を削る。

第88条第2号中「製作」を「製造」に改める。

別記様式第56号を次のように改める。

#### 様式第56号（受託者証）

|                                               |
|-----------------------------------------------|
| 第 号                                           |
| 徴収（収納）事務受託者証                                  |
| 所在地又は住所                                       |
| 名称及び代表者氏名又は氏名                                 |
| 取扱収入の種類                                       |
| 委託期間      年   月   日から      年   月   日まで        |
| 上記の者は、本県病院事業局の収入の徴収（収納）の事務の委託を受けた者であることを証明する。 |
| 年   月   日                                     |
| 山形県病院事業局      印                               |

備考 1 この受託者証は、納入義務者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 この受託者証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この受託者証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに発行者にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- 4 徴収（収納）の事務に係る委託契約を委託期間内に解除したときは、直ちにこの受託者証を返納しなければならない。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに東根市役所において平成20年3月16日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ東根中央店  
東根市東根甲7429番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------|---------|---------|--------------|
| 株式会社ジョイ | 午前9時30分 | 午後8時    | 年間60日は午前6時開店 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------|---------|---------|--------------|
| 株式会社ジョイ | 午前7時    | 午後10時   | 年間60日は午前6時開店 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時15分から午後8時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後8時15分まで。  
(変更後) 午前6時45分から午後10時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後10時15分まで。
- 4 変更年月日  
平成19年11月5日
- 5 届出年月日  
平成19年10月31日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年3月16日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 正 誤   |       |
|------------|------------|-----|-------|-------|
|            |            |     | 行     | 誤     |
| 平成19. 9.28 | 号外(52)     | 3   | 下から22 | 30.9% |
|            |            |     |       | 30.8% |